



連載／初心者E子の 実務レッスン講座

税理士 森 康博

●もり やすひろ

税理士。東京メトロポリタン税理士法人等数社を経て、2014年四谷二丁目税理士法人代表社員に就任。【近況】今年は思いもよらぬ幕開けでした。先行きが不安になってしまいがちですが、ここから踏ん張って、年末には「良い年にできた」と言えるよう、より一層頑張っていきたいと考えています。

第231回

令和6年度税制改正はどうか？

部長 令和6年度の税制改正大綱が発表されたね。

E子 これは、これから国会で審議される法案の基となるものですね。

部長 そうだね。だから、これからの審議では内容が変わったり、否決されるものもあるかもしれない。

E子 だからと言って無視するわけにもいかないよ。

部長 国会の審議を経て正式決定と言っても、制度の大枠がひっくり返るようなことはそうそうない。今のうちから勉強して、これからの経営に役立てようとするのは、経理担当として必要なことだね。

E子 そうですね。で、今回はどのような改正が入りそうなのでしょう？
部長 では、私たち個人や中小企業に
関係のありそうなものをいくつか紹介
していこう。

■定額減税(所得税・住民税)

・所得税3万円、住民税1万円の減税

・本人や同一生計配偶者と扶養親族が対象(一部対象外あり)。

・令和6年分の合計所得金額が180万円以下である場合に限る。

E子 所得制限があるものの、多くの人が対象となりそうですね。

部長 そうだね。所得制限は、収入が給与所得のみの場合、年2000万円以下が対象となる、と覚えておくといいだろう。

E子 注意すべき点はありますか？

部長 まず、対象者が「居住者」が対象ということだ。

E子 外国人の扶養親族で現地で生活している人などは対象とならない、ということですね。

部長 そうだね。この辺は税理士に確認した方が確実だ。あとは「扶養親族」だが、現状把握しているところだと「居住者と同一生計で、合計所得金額が48万円以下である居住者」がその対象とされている。

E子 あら、では「年少扶養親族」も対象になるといことですね。

部長 扶養親族は年末調整時に提出の「扶養控除等申告書」で確認すると思うが、たまに「年少扶養親族は扶養控除の対象じゃないから」という理由で記入を省略する人がいる。

E子 そのあたりを洗いなおさないとか除額を正確に把握できませんね。

部長 基本的に所得税の定額減税は確定申告時に計算・適用するのだが、給与所得者と年金所得者は令和6年の6月支払分以降の給与や年金から天引きということになっている。

E子 もし、6月分で減税分を控除できなければ次の給与から残りを引いていけばよいのでしょうか？

部長 それでよいと思うよ。おそらく給与計算ソフトが対応すると思うが、少人数などの会社で手計算、というところは要注意だ。ちなみに住民税は特別徴収税額で調整が入っているの、

気にする必要はない。お次の改正は、
■交際費5000円基準の引き上げ
・一人当たり5000円以下とされていた一定要件を満たす飲食費の上限が1万円以下となる。

E子 なかなかの大盤振舞いですね！
部長 このところの物価上昇や、景気浮揚の期待が込められているのだから。

E子 なるほど。ただ、その他の記載・保管要件などは変わっていないので注意しないといけませんね。

部長 あと、この基準の見直しは「令和6年4月1日以後支出」の飲食費が対象だから要注意だよ。

E子 今年3月分の経費精算など、特に気をつけますね。
部長 さて、次は、

■賃上げ税制の見直し
・控除額計算の見直しとともに、子育てサポート、女性の雇用促進なども控除額計算に加味される。
・控除不足額の繰越控除制度の創設

E子 拡充されたイメージですが、いかがでしょうか？

部長 実務上はただでさえややこしい制度なのに、大変になりそう、という印象だ。もちろん税額が減るのはありがたいのだが。

E子 手数をかけて集計した結果、適用なしとか泣きそうになりますね。

部長 個人的には、

■中小企業倒産防止再契約期間の見直し
・契約解除の日から2年以内に再契約して支払う掛金については、損金の額に算入しない。

が注目だ。この共済の本来の目的は、取引先の倒産に備えるものだが、掛金は支払えば全額損金(経費)とできて、解約すると収入になる。ある意味利益調整ができるものでもあるんだ。

E子 その調整が一定期間できなくなるのですね。

部長 そうだ。検討の必要があるぞ。